

平成 18 年 12 月 1 日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 執行役員経営企画室長 村上 浩一
電話 06-6204-1193

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 11 回定時株主総会において下記の通り、定款の一部変更について付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 整備法に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で定款に定めがあるものとみなされる事項につき、規定を新設または変更するものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 9 条第 1 項)。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 13 条)。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第 370 条の規定に従い、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 24 条第 2 項)。
- ④ 社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 38 条第 2 項)。
- ⑤ 第 6 章に会計監査人の章および規定を新設し、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 39 条、第 40 条、第 41 条)。
- ⑥ その他、一部字句の修正、ならびに会社法の施行に伴う規定の整備、用語の変更、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。(下線は変更箇所を示します。)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社アドバンスクリエイトと称し、英文では Advance Create Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1,</u> ～ <u>16,</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市におく。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告の方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、420,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第 7 条 当社は、<u>毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に</u>関す</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p><u>(1)</u> ～ <u>(1 6)</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、420,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

る定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。

3. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式及び端株につき、名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券の喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(新 設)

(新 設)

(削 除)

(削 除)

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券の喪失登録の手続き、届出の受理その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、届出の受理その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又表示をすべき事項に係る情報を、

<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>3. 株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の</p>	<p>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了</p>
---	--

決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 代表取締役は1名とし、取締役会の決議により選任する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印する。

(新 設)

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第23条 (現行どおり)

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及び法令に定める事項については議事録に記載し、取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第26条 (現行どおり)

(報酬及び退職慰労金)

第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第26条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 (現行どおり)

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行

<p>(監査役会の議事録) <u>第32条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p>(監査役会規則) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) <u>第34条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第35条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>う。</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第35条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) <u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第38条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任方法</u>) <u>第39条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>) <u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>) <u>第41条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。</u></p>
--	--

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第36条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第37条 当社の利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。

(新設)

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。